

特別支援教育の充実をめざして

金沢市特別支援教育指針(第2次)

令和3年3月
金沢市教育委員会

基本理念

すべての児童生徒が、自立と社会参加を見据え、共に学び、互いに理解し合う中で、一人ひとりの教育的ニーズに配慮しながら、自己の可能性を最大限に伸ばせるよう、多様できめ細やかな学校教育を行っていきます。

基本方針

特別な支援を必要とする児童生徒とその保護者が、幼児期からの十分な教育相談・就学相談と情報提供を受けるとともに、幼児児童生徒とその保護者の自己決定と選択を尊重することを基本とし、また、幼児期から学齢期、社会参加に至るまで、地域において「切れ目ない一貫した支援」を提供することで、自立と社会参加に向けた主体的な取組に対する支援の充実を目指し、以下の7つの基本方針を定めます。

- 1 幼児期から中学校卒業後を見据えた教育相談・就学相談を充実します
- 2 学校における特別支援教育の体制を充実します
- 3 特別な支援を必要とする児童生徒への指導を充実します
- 4 教職員の専門性の向上を図ります
- 5 金沢市教育プラザにおける教育相談・就学相談・教職員研修機能等を充実します
- 6 特別支援教育の啓発と関係団体との協力・協働に努めます
- 7 共に学ぶ学校環境の整備に努めます

1 幼児期から中学校卒業後を見据えた教育相談・就学相談を充実します

幼児児童生徒一人ひとりの健やかな成長を促すためには、早期からの相談・支援が必要です。そのために、金沢市教育プラザの特別支援教育に関する相談体制を充実させ、幼児期から中学校卒業後も視野に入れた、個に応じた連続性のある相談・支援体制の整備を図ります。さらに、円滑な相談・支援ができる最適なネットワークの構築に努めます。

教育相談・就学相談においては、特別支援学校や関係機関と連携を図りながら、学校がインクルーシブ教育システムの視点から主体的に教育相談・就学相談を進めることが重要であり、小・中学校における校内の相談体制を充実します。

学校

- ◆就学前からの教育相談・就学相談では、幼稚園・保育所・認定こども園と連携を図りながら、保護者への十分な情報提供や適切な相談に努めます。
- ◆学校は保護者の求めに応じ、通常の学級や特別支援学級、通級指導教室等の見学や相談の機会が持てるよう努めます。
- ◆相談体制の整備を行うとともに、関係機関からの助言や援助を生かしながら、長期的な視点に立った就学先や進路についての相談を充実します。

金沢市教育委員会

- ◆就学前からの教育相談・就学相談では、関係機関と連携しながら、一人ひとりに十分な情報提供と適切な相談に努めます。
- ◆保護者、幼稚園・保育所・認定こども園への特別支援教育に関する情報提供や助言に努めます。

2 学校における特別支援教育の体制を充実します

特別支援教育を推進するため、校長がリーダーシップを発揮し、インクルーシブ教育システムの視点から学校経営の中に特別支援教育を位置付け、特別支援教育コーディネーターや校内委員会の機能化等、校内支援体制の充実に努めます。

また、一貫した教育的支援のため、保護者との共通理解の下、幼稚園・保育所・認定こども園や学校間の連携、関係機関との連携を進めていきます。

金沢市教育委員会は、各学校の校内支援体制を充実するため、情報提供や体制づくりを担う人材の育成等に努めます。

学校

- ◆校長は特別支援教育を視野に入れた学校経営を行い、保護者、地域との信頼関係を築いていくよう努めます。
- ◆「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」を作成し、保護者、関係機関との連携を進めながら校内の支援体制の充実に努めます。
- ◆幼稚園・保育所・認定こども園・小・中・高等学校・特別支援学校間での情報交換や引継ぎなど、連携の充実に努めます。

金沢市教育委員会

- ◆校内支援体制を充実するための情報提供や、体制づくりを担う人材の育成等に努めます。
- ◆「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」による指導の引継ぎが円滑に進められるよう、環境づくりに努めます。

3 特別な支援を必要とする児童生徒への指導を充実します

学校は、特別な支援を必要とする児童生徒について、その障害等についての理解を進め、一人ひとりの実態を適切に把握し、指導の工夫を行っていく必要があります。児童生徒の様々な課題に対して、学校の支援体制を効果的に活用し、「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」を作成して、合理的配慮の提供やPDCAサイクルに基づいた指導・支援を行います。また、校内においては、障害の有無にかかわらず、共に支え合うことを大切にしていきます。

学校

- ◆「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」を活用し、指導内容や指導方法の改善・充実に努めます。
- ◆通常の学級においては、特別支援教育の視点を生かした授業づくりや、児童生徒の特性に応じた指導の工夫や配慮に努めます。
- ◆通級による指導では、教材・教具や指導の手立ての工夫や、在籍校との効果的な連携の充実に努めます。
- ◆特別支援学級では、児童生徒の興味関心を生かしながら、生活に生きる教材・教具の工夫や学習活動に取り組むよう努めます。
- ◆特別支援教育支援員の効果的な支援体制づくりに努めます。

金沢市教育委員会

- ◆担当者の専門性の向上や人材の育成に努めます。
- ◆一体的に整備される、小・中学校特学分校において、本市独自の特別支援教育の在り方についての研究に努めます。
- ◆ICT機器の活用による効果的な学びの促進に努めます。

4 教職員の専門性の向上を図ります

学校が特別な支援を必要とする児童生徒に対し、適切な支援を行っていくためには、校長をはじめとする教職員の特別支援教育に対する正しい理解や支援方法に関する専門性を高めていくことが必要です。

このことから、特別支援教育の視点でも授業研究を進め、校内研修の機会を積極的に活用する等、教職員の意識を高めるとともに、障害の特性や指導に関する理解を深める取組を進めます。

また、金沢市教育委員会は、教職員の専門性向上のための研修の充実に努めるとともに、教員一人ひとりがさらに高い専門性を身につけるため、特別支援学校教諭免許状の取得を促進するための環境整備や啓発に努めます。さらに、特別支援教育実践拠点校として、中央小学校芳齋分校と小將町中学校特学分校を指定し、児童生徒の多様な教育的ニーズへの先進的な実践研究を行い、その成果等の普及・啓発に努めます。

学校

- ◆通常の学級の授業研究において、特別支援教育の視点を位置付けるような取組を進めます。
- ◆特別支援学級や通級指導教室における授業研究を積極的に進めます。
- ◆校内研修会については、専門的な外部講師を招聘するなど、効果的で質の高い内容になるよう努めます。

金沢市教育委員会

- ◆学校での課題に的確に対応した研修内容の設定に努めます。
- ◆特別支援教育への理解を広く進めるために、効果的な研修方法や内容について検討します。

5 金沢市教育プラザにおける教育相談・就学相談・教職員研修機能等を充実します

金沢市教育プラザは、教育と福祉が連携を図り、子供の健全な育成を一貫して推進するための拠点施設です。この機能を生かし、特別支援教育の充実・強化及び特別支援教育に関わる相談や研修をより一層充実し、教職員の専門性のさらなる向上を図るため、特別支援教育サポートセンター（仮称）を設置し、金沢市教育プラザの機能を拡充します。また、関係機関との連絡調整や、庁内ネットワークの要としての機能の充実も図ります。

金沢市教育プラザ

- ◆特別な支援を必要とする児童生徒の一貫した相談・支援ができるよう、教育相談・就学相談の体制強化に努めます。
- ◆専門性の向上につながる効果的な研修の在り方や具体的な指導方法など、教職員・保育施設職員の実践力が高まる研修となるよう努めます。
- ◆特別支援教育に関する拠点施設として、特別支援教育サポートセンター（仮称）の設置と機能の充実に努めます。

6 特別支援教育の啓発と関係団体との協力・協働に努めます

障害の有無にかかわらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し合える共生社会の実現のために、特別支援教育の現状や指針の内容について保護者や地域に向け積極的に発信します。また、特別支援教育の推進に当たっては、関係団体とも協力・協働することに努めます。

学校

- ◆温かい人間関係を大切にした学級経営を行うとともに、発達段階に応じた指導を行い、共生社会の実現に向けた意識が高まるよう努めます。
- ◆特別支援教育や学校の取組について、保護者や地域住民に理解と協力が進むよう、情報発信を行うなど啓発に努めます。

金沢市教育委員会

- ◆ホームページや広報誌等を利用し、特別支援教育についての情報を発信していくよう努めます。
- ◆児童生徒の支援の充実のため、関係団体との協力・協働に努めます。

7 共に学ぶ学校環境の整備に努めます

障害のある児童生徒が共に学ぶため、学校施設のバリアフリー化や児童生徒の実態に応じた適切な教材等の整備、特別支援教育支援員等の人的支援等、障害の状態に応じた教育を実施する上で必要となる基礎的環境整備の充実に努めます。

また、障害のある児童生徒の自立と社会参加を見据えて、通常の学級や通級による指導、特別支援学級等、連続性のある「多様な学びの場」において、個に応じた指導の充実を図ります。

学校

- ◆教材等の情報交換や研究に努め、適切な開発・整備及び管理に努めます。

金沢市教育委員会

- ◆特別支援教育支援員派遣事業について、学校にとってより活用しやすい制度となるよう改善・充実に努めます。
- ◆日常的に医療的ケアを必要とする児童生徒が安全にまた、安心して学校生活を送ることができるよう学校看護師の派遣に努めます。

金沢市教育プラザの概要

「金沢子ども条例」の理念に基づき、教育と福祉が連携を図り、乳幼児期から学齢期終了まで、子供の健全な育成を一貫して支援するための拠点施設として、平成15年7月に開館しました。相談・研修・地域教育を核とする多彩なサービスが連携を図り、子供の健やかな育ちを多方面から支援しています。

特別支援教育に関わる主な事業

金沢市教育プラザ相談電話 TEL：076-243-0874

学校教育センター

教育相談

面接相談

教職員や保護者を対象に、主に学校生活での不適応、発達にかかわることや就学、不登校などについて、心理士や指導主事等のセンター相談員が面接し継続的に相談に応じています。

巡回専門相談

集団活動場面での児童生徒の不適応、発達障害等への支援の充実を図るため、専門的知識・経験を有する巡回専門相談員が小学校・中学校への巡回を行い、児童生徒の行動特徴などの把握を行いながら、教職員等への相談・支援を行っています。

専門相談

小児科医や精神科医、言語聴覚士等の専門家が、乳幼児や児童生徒及びその保護者、また保育や教育に携わる保育施設職員、教職員等からの相談に応じ、共に支援の在り方を考えています。

「そだち Personal」、「そだち Friendship」

「富樫」「此花」の2カ所3教室で、不登校の小中学生を対象に、社会的自立を目指し学習支援や対人関係を築く支援を行っています。

発達障害支援チームの設置

発達障害のある子供たちに、より適切な支援を行うため、教育プラザのもつ相談機能をつなぎ、専門性を生かした発達障害支援チームを設置し、相談体制の充実を図っています。

幼児教育センター

発達相談

巡回専門相談

集団活動場面での児童の不適応、発達障害等への支援の充実を図るため、専門的知識・経験を有する巡回専門相談員が幼稚園・保育所・認定こども園等への巡回を行い、児童の行動特徴などの把握を行いながら、保育施設職員や保護者等への相談・支援を行っています。

総合保育

発達に遅れや障害を有する児童に対し、専門の指導員等が、保育所・認定こども園での状態を観察し、担当保育施設職員や保護者等の相談に応じています。

幼児相談室

「富樫」「此花」「駅西」の3相談室で、心身の発達について心配と思われる子供とその保護者を対象に「親子の遊び」を通じて関わり方や育児の方法について支援し、保護者の相談に応じています。

こども相談センター

児童相談所

主に虐待や非行、障害の相談を受けています。また、保護者の病気・死亡・家出・離婚などにより子供の養育が困難になった時の相談にも応じています。

※(公財)金沢健康福祉財団では、専門医(精神科など)による健康相談を実施しています。

特別支援教育を推進するための参考資料

- ◎ 「金沢子どもを育む行動計画2018」金沢市教育委員会（平成30年3月）
- ◎ 「発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対する教育支援体制整備ガイドライン」
文部科学省（平成29年3月）
- ◎ 「金沢市教育行政大綱」金沢市（平成27年10月）
- ◎ 「金沢市学校教育振興基本計画」金沢市教育委員会（平成27年1月）
- ◎ 「ノーマライゼーションプラン金沢2015」金沢市（平成27年3月）
- ◎ 「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の
推進（報告）」文部科学省（平成24年7月）
- ◎ 「特別支援教育の推進について（通知）」文部科学省（平成19年4月）



★金沢市特別支援教育指針は、金沢市教育委員会HPでご覧いただけます。

「金沢市特別支援教育指針全文 QRコード」



連絡先

金沢市教育委員会学校指導課
金沢市柿木畠1番1号 金沢市役所第二本庁舎
TEL 076-220-2449
FAX 076-223-4602
E-mail : gakkou_k@city.kanazawa.lg.jp